

高知市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 派遣事業の実施（第3条―第9条）

第3章 雑則（第10条・第11条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震に対する木造住宅の安全性の向上を図り、安心して住むことのできるまちづくりを推進するとともに、安全な居住環境に対する市民意識の向上を図るため、住宅の耐震診断を行う者を派遣する事業（以下「派遣事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅耐震診断 2012年改訂版高知県木造住宅耐震診断マニュアル（平成25年6月高知県制定。以下「耐震診断マニュアル」という。）に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震診断士 高知県木造住宅耐震診断士登録制度要綱（平成19年4月17日高知県制定）に基づき登録された建築士をいう。

第2章 派遣事業の実施

（対象となる住宅）

第3条 派遣事業の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、本市に存し、次に掲げる要件の全てを満たす住宅とする。

- (1) 高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日高知県制定）第2条第2号に規定する既存木造住宅に該当していること。
- (2) 併用住宅にあつては、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であること。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による耐震診断士の派遣を受けたことがある住宅については、派遣事業の対象としない。

（派遣対象者）

第4条 派遣事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、対象住宅の所有者（当該所有者と親子関係等にある者であつて、市長が特に必要と認める者を含む。）であること。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、派遣事業の対象としない。

（派遣申込み）

第5条 住宅耐震診断を受けようとする対象者（以下「申込者」という。）は、高知市木造住宅耐震診断士派遣申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

（耐震診断士の派遣の決定等）

第6条 市長は、申込者から申込書の提出があつたときは、その内容を審査し、耐震診断士を派遣することを決定したときは、高知市木造住宅耐震診断士派遣決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するとともに、速やかに耐震診断士を派遣するものとし、耐震診断士を派遣しないことを決定したときは、所定の耐震診断士派遣却下通知書により申込者に通知するものとする。

（結果報告）

第7条 住宅耐震診断を行った耐震診断士は、当該住宅耐震診断の結果について、耐震診断マニュアルに定める住宅耐震診断結果報告書及び関係資料により、直接前条の規定による派遣決定を受けた申込者（以下「受診者」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定により、住宅耐震診断の結果報告を行った耐震診断士は、当該受診者から住宅耐震診断結果報告

書受領書（様式第3号）を徴するものとする。

（費用の請求及び支払）

第8条 住宅耐震診断を行った耐震診断士は、前条に規定する住宅耐震診断結果報告書及び関係資料並びに住宅耐震診断結果報告書受領書を市長に提出し、住宅耐震診断費用として、戸建て及び併用住宅にあっては1棟につき70,000円に当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税の税率（以下「消費税率」という。）に消費税率に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た率を加えて得た率を乗じて得た額（以下「消費税等相当額」という。）を加えた合計額を請求し、長屋及び共同住宅にあっては1棟につき140,000円に消費税等相当額を加えた合計額を請求するものとする。

2 市長は、適法な請求書を受領したときは、30日以内に住宅耐震診断費用を支払うものとする。

（派遣決定の取消し等）

第9条 市長は、受診者が次の各号のいずれかに該当したときは、耐震診断士の派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申告若しくは不正の手段により耐震診断士の派遣の決定又は当該決定に基づく耐震診断士の派遣を受けたとき。

(2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の場合において、市長は、当該取消しに係る部分に関し、既に耐震診断士の派遣に係る費用を支出しているときは、当該受診者に対し、当該費用に相当する額を請求するものとする。

第3章 雑則

（業務委託）

第10条 市長は、第2章に規定する派遣事業の一部を市長が適当と認める団体に委託することができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づき耐震診断士の派遣の決定を受けた受診者については、なお従前の例による。

3 改正前の要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づき耐震診断士の派遣の決定を受けた受診者については、なお従前の例による。

3 改正前の要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年10月31日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の規定に基づき耐震診断士の派遣の決定を受けた受診者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年6月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づき耐震診断士の派遣の決定を受けた受診者については、なお従前の例による。
- 3 改正前の要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の高知市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年10月9日から施行する。

(特例)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日前に施行された高知市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱についても適用する。